



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
池田友彦
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 取締役兼上席執行役員 管理本部長兼経営企画部長
佐藤啓明
(TEL. 03-5962-0775)

A種優先株式の取得（強制償還）及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款第 11 条の 7 の規定に基づく当社発行の A 種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく当該優先株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得及び消却を行う理由

当社は、平成 22 年 11 月 25 日に成立した事業再生 ADR 手続における事業再生計画に基づく施策の一環として一部債務の株式化を行い、第三者割当の方法により A 種優先株式を発行することで事業再生に向けて強固な収益体質の確立と財務基盤の健全化と強化を図りました。

今回の A 種優先株式の取得と消却は、当該優先株式を金銭の交付と引換えに自己株式として取得した上で消却するものです。当該優先株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、普通株式への転換による既存株主の皆様の株式価値の希薄化が生じることを回避するため、自己株式として一部を金銭の交付と引換えに取得し消却いたします。当該優先株式に関しましては、当社定款第 11 条の 7 に記載のとおり、当社は、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭（A 種優先株式 1 株につき、1 百万円）の交付と引換えに、A 種優先株式の全部または一部を取得することができるものとされております。なお、当該優先株式の取得資金については自己資金を充当する予定であります。

また、今回の取得及び消却後に残る A 種優先株式につきましては、財務体質の強化を図りながら出来るだけ早い時期に買戻しを行うよう取り組んで参ります。

2. 取得の内容

(1)	取得する株式の種類	株式会社新日本建物 A 種優先株式	
(2)	取得する株式の総数	301 株	
(3)	株式の取得価額の総数	301,000,000 円（1 株につき 1,000,000 円）	
(4)	取得日	平成 28 年 7 月 29 日（予定）	
(5)	取得先及び取得株式数	株式会社関西アーバン銀行	211 株
		株式会社りそな銀行	57 株
		株式会社武蔵野銀行	19 株
		株式会社東日本銀行	14 株

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 株式会社新日本建物A種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 301株（発行済A種優先株式総数に対する割合 50.25%） |
| (3) 効力発生日 | 平成28年7月29日（予定） |

4. A種優先株式の取得状況

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 当初発行株式数 | 599株（発行価額の総額 599,000,000円） |
| (2) 今回取得株式数 | 301株（発行価額の総額 301,000,000円） |
| (3) 未取得株式数 | 298株（発行価額の総額 298,000,000円） |

以 上